

鳥取市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 4 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 1 1 号

鳥取市税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市税条例施行規則（平成 2 年鳥取市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項第 1 号の表様式第 2 2 号の 3 の項中「県民税」の次に「・森林環境税」を加え、同表様式第 2 4 号の項中「県民税」の次に「・森林環境税」を加え、「過年度用」を「随時・減額用」に改める。

別表第 2 項第 4 号の表様式第 4 4 号の項中「減免申請書」の次に「(身体障がい者等)」を加え、同項の次に次のように加える。

様式第 4 4 号の 2	軽自動車税(種別割)減免申請書 (公益・構造)	条例第 7 8 条第 2 項及び 第 7 9 条第 3 項
-----------------	----------------------------	----------------------------------

別表第 3 項の表様式第 6 8 号の項中「第 6 条の 2 の 3」を「第 6 条の 2 の 4」に改める。

様式第 2 2 号中

「税金を納期限までに納付しなかった場合は、督促手数料及び延滞金を併せて納めなければなりません。

(1) 督促手数料 円

(2) 延滞金 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年 %

(延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定

する平均貸付割合をいう。)に年 %の割合を加算した割合をいう。 を
以下同じ。)が年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基
準割合に年 %の割合を加算した割合(納期限の翌日から1月を経過
する日までの期間については、年 %(延滞金特例基準割合が
年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に
年 %の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 %の割合
を超える場合には年 %の割合)とする。))とする。)の割合を乗じて
計算した金額を徴収します。 」

「 税金を納期限までに納付しなかった場合は、延滞金を併せて納めなければなりません。
納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年 %(延滞金特例基準割合
(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年 %の割
合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特
例基準割合に年 %の割合を加算した割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 に
については、年 %(延滞金特例基準割合が年 %の割合に満たない場合には、当該延
滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 %の割合を
を超える場合には年 %の割合)とする。))とする。)の割合を乗じて計算した金額の延滞金を
徴収します。 」

改める。

様式第22号の2中

「 税金を納期限までに納付しなかった場合は、督促手数料及び延滞金を併せて納めなければな
りません。
(1) 督促手数料 円
(2) 延 滞 金 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年 %
(延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をい を
う。)に年 %の割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年 %の割合に満たない場
合には、当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合(納期限の翌日から1月を

経過する日までの期間については、年 %(延滞金特例基準割合が年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 %の割合を超える場合には年 %の割合)とする。))とする。)の割合を乗じて計算した金額を徴収します。

「 税金を納期限までに納付しなかった場合は、延滞金を併せて納めなければなりません。

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年 %(延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年 %の割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 にについては、年 %(延滞金特例基準割合が年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 %の割合を超える場合には年 %の割合)とする。))とする。)の割合を乗じて計算した金額の延滞金を徴収します。

改める。

様式第22号の3中「年度市民税・県民税」の次に「・森林環境税」を加え、「市民税・県民税の普通徴収税額」を「市民税・県民税・森林環境税の普通徴収税額」に、「充当額」を「充当額又は委託納付額」に、「市民税・県民税 各徴収区分ごとの税額変更内訳」を「市民税・県民税・森林環境税 各徴収区分ごとの税額変更内訳」に、「市民税・県民税 課税の基礎」を「市民税・県民税・森林環境税 課税の基礎」に、

区 分	変 更 前		変 更 後	
	市 民 税 分	県 民 税 分	市 民 税 分	県 民 税 分
算出税額				
税額控除等				
所得割額				
均等割額				
年 税 額				
給与特別徴収税額				
年金特別徴収税額				
差引普通徴収税額				
控除不足額				

を

区 分	変 更 前			変 更 後		
	市 民 税 分	県 民 税 分		市 民 税 分	県 民 税 分	
算出税額						
税額控除等						
所得割額						
均等割額						
森林環境税						
年 税 額	変 更 前 (円)	変 更 後 (円)	増 減 額 (円)			
給与特別徴収税額						
年金特別徴収税額						
差引普通徴収税額						
控除不足額						

に、

税金を納期限までに納付しなかった場合は、督促手数料及び延滞金を併せて納めなければなりません。

(1) 督促手数料 円

(2) 延滞金 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年 %

(延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定

する平均貸付割合をいう。)に年 %の割合を加算した割合をいう。

以下同じ。)が年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基

準割合に年 %の割合を加算した割合(納期限の翌日から1月を経過

する日までの期間については、年 %(延滞金特例基準割合が

年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に

年 %の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 %の割合

を超える場合には年 %の割合)とする。))とする。)の割合を乗じて

計算した金額を徴収します。

税金を納期限までに納付しなかった場合は、延滞金を併せて納めなければなりません。

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年 %(延滞金特例基準割合

(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年 %の割

合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特

例基準割合に年 %の割合を加算した割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

については、年 %(延滞金特例基準割合が年 %の割合に満たない場合には、当該延

J

様式第23号中

J

超える場合には年 %の割合)とする。))とする。)の割合を乗じて計算した金額の延滞金を

徴収します。

」

改める。

様式第 2 3 号の 2 中

「 税金を納期限までに納付しなかった場合は、督促手数料及び延滞金を併せて納めなければなりません。

(1) 督促手数料 円

(2) 延滞金 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年 %
(延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年 %の割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 %(延滞金特例基準割合が年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 %の割合を超える場合には年 %の割合)とする。))とする。))の割合を乗じて計算した金額を徴収します。

」

「 税金を納期限までに納付しなかった場合は、延滞金を併せて納めなければなりません。

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年 %(延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年 %の割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 %(延滞金特例基準割合が年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 %の割合を超える場合には年 %の割合)とする。))とする。))の割合を乗じて計算した金額の延滞金を徴収します。

」

改める。

様式第 2 4 号中「市民税・県民税」の次に「・森林環境税」を加え、

区 分	変更前 (円)		変更後 (円)	
	市 民 税 分	県 民 税 分	市 民 税 分	県 民 税 分
算出税額				
税額控除等				
所得割額				
均等割額				

	変更前 (円)	変更後 (円)	増減額 (円)
年 税 額			
給与特別徴収税額			
年金特別徴収税額			
差引普通徴収税額			
控 除 不 足 額			

を

区 分	変更前 (円)		変更後 (円)	
	市 民 税 分	県 民 税 分	市 民 税 分	県 民 税 分
算出税額				
税額控除等				
所得割額				
均等割額				
森 林 環 境 税				

に改める。

	変更前 (円)	変更後 (円)	増減額 (円)
年 税 額			
給与特別徴収税額			
年金特別徴収税額			
差引普通徴収税額			
控 除 不 足 額			

様式第 2 6 号中「督促手数料」を削る。

様式第 3 2 号及び様式第 3 2 号の 2 中

課税標準額	税目	(1)土地	(2)家屋	(3)償却資産	(4)合計(1)+(2)+(3)	(5)税率	
	固定資産						
	都市計画						
税額	税目	(7)算出税額(4)×(5)	(7)軽減税額	(7)共用分税額	(7)共用分軽減等税額	(7)合計税額(7)-(7)-(7)-(7)	年税額
	固定資産						
	都市計画						

を

課税標準額 (円)	税目	(1)土地	(2)家屋	(3)償却資産	(4)合計(1)+(2)+(3)	(5)税率	
	固定資産税					%	
	都市計画税					%	
税額 (円)	税目	(7)算出税額(4)×(5)	(7)軽減税額	(7)共用分税額	(7)共用分軽減等税額	(7)合計税額(7)-(7)-(7)-(7)	年税額
	固定資産税						
	都市計画税						

に、

「 4 督促手数料及び延滞金

納期限までに税金を納付しなかった場合は、督促手数料及び延滞金を併せて納付しなければなりません。

(1)督促手数料 円

(2)延滞金 納期限の翌日から納付日までの日数に応じ年税額に以下の割合を乗じた延滞金が加算されます。

を

期間	適用割合
納期限後 1 か月以内	各年の特例基準割合 + % (最大 %)
納期限後 1 か月以降	各年の特例基準割合 + % (最大 %)

※特例基準割合 当該年の前年に租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定により告示さ

れた割合に年 %の割合を加算した割合

」

「 4 納期限までに税金を納付しなかった場合

税金を納期限までに納付しなかった場合は、延滞金を併せて納めなければなりません。

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年 % (延滞金特例基準割合 (平均貸付割合 (租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。) に年 %の割合を加算した割合をいう。以下同じ。) が年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合 (納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 % (延滞金特例基準割合が年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 %の割合を超える場合には年 %の割合) とする。)) とする。) の割合を乗じて計算した金額の延滞金を徴収します。

に、

」

「 4 税金を納期限までに納付しなかった場合は、督促手数料及び延滞金を併せて納めなければなりません。

(1) 督促手数料 円

(2) 延滞金 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年 % (延滞金特例基準(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年 %の割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準に年 %の割合を加算した割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 % (延滞金特例基準が年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準に年 %の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 %の割合を超える場合には年 %の割合)とする。))とする。))の割合を乗じて計算した金額を徴収します。」

を

「 4 税金を納期限までに納付しなかった場合は、延滞金を併せて納めなければなりません。

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年 % (延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年 %の割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 % (延滞金特例基準割合が年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 %の割合を超える場合には年 %の割合)とする。))とする。))の割合を乗じて計算した金額の延滞金を徴収します。」

に、

年度		軽自動車税 (種別割)	税率一覧表
車種名称			税率(円)
原付	50cc以下		
	50cc超90cc以下		
	90cc超125cc以下		
ミニカー			
小型特殊	農耕作業用		
	特殊作業用		
軽二輪			
軽三輪			
軽四輪	乗用	自家用	
		営業用	
	貨物	自家用	
		営業用	
雪上車			
二輪の小型自動車			
＊平成27年4月1日以後に新規登録された車両に適用されます。ただし、年度中に新規登録された車両は、条件によりグリーン化特例(軽減税率)が適用されます。(下表参照)。 ◎最初の新規登録から13年経過した車に重課税が適用されます。(年度は 年 月までに新規登録された車両に適用されます。)			

を

年度	軽自動車税 (種別割)	税率一覧表	
車種名称		税率(円)	
原付	50cc以下		
	50cc超90cc以下		
	90cc超125cc以下		
特定小型原動機付自転車			
ミニカー			
小型特殊	農耕作業用		
	特殊作業用		
軽二輪			
軽三輪			
軽四輪	乗用	自家用	
		営業用	
	貨物	自家用	
		営業用	
雪上車			
二輪の小型自動車			
＊平成27年4月1日以後に新規登録された車両に適用されます。ただし、年度中に新規登録された車両は、条件によりグリーン化特例(軽減税率)が適用されます。(下表参照)。 ◎最初の新規登録から13年経過した車に重課税が適用されます。(年度は 年 月までに新規登録された車両に適用されます。)			

に改める。

様式第41号の2中

2 軽自動車税(種別割)の税率

車種名称			税 率(円)		
原付	50cc以下				
	50cc超90cc以下				
	90cc超125cc以下				
ミニカー					
軽二輪					
軽三輪					
軽四輪	乗用	営業用			
		自家用			
	貨物	営業用			
		自家用			
雪上車					
小型特殊	農耕作業用				
	特殊作業用				
二輪の小型自動車					

＊平成27年4月1日以後に新規登録された車両に適用されます。
 たたし、年度中に新規登録された車両は、条件によりグリーン化特例(軽減税率)が適用されます(下表参照)。
 ◎最初の新規登録から13年経過した車に重課税が適用されます。
 (年度は 年 月までに新規登録された車両に適用されます。)

を

2 軽自動車税(種別割)の税率

車種名称		税 率(円)		
原付	50cc以下			
	50cc超90cc以下			
	90cc超125cc以下			
特定小型原動機付自転車				
ミニカー				
軽二輪				
軽三輪				
軽四輪	乗用	営業用		
		自家用		
	貨物	営業用		
		自家用		
雪上車				
小型特殊	農耕作業用			
	特殊作業用			
二輪の小型自動車				

＊平成27年4月1日以後に新規登録された車両に適用されます。
 ただし、年度中に新規登録された車両は、条件によりグリーン化特例(軽減税率)が適用されます(下表参照)。
 ◎最初の新規登録から13年経過した車に重課税が適用されます。
 (年度は 年 月までに新規登録された車両に適用されます。)

に、

「 5 税金を納期限までに納付しなかった場合は、督促手数料及び延滞金を併せて納めなければなりません。

(1) 督促手数料 円

(2) 延滞金 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年 % (延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年 %の割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年 %の割合に満たない場合には、
を
当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 % (延滞金特例基準割合が年 %の割合に満たない場合には、
当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 %の割合を超える場合には年 %の割合)とする。))とする。))の割合を乗じて計算した金額を徴収します。

「 5 税金を納期限までに納付しなかった場合は、延滞金を併せて納めなければなりません。

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年 % (延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年 %の割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 % (延滞金特例基準割合が年 %の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年 %の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 %の割合を超える場合には年 %の割合)とする。))とする。))の割合を乗じて計算した金額の延滞金を徴収します。

改める。

様式第44号を次のように改める。

軽自動車税(種別割)減免申請書(身体障がい者等)

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 (納税義務者)	住所 鳥取市	
	氏名	障がい者との続柄 ☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 父母 ☐ ()
	電話番号 - -	

個人番号又は法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

鳥取市税条例第79条第2項の規定により、軽自動車税(種別割)の減免について下記の通り申請します。

減免を受ける 車両	車両番号	鳥取	
	・種別 ・用途 ・主たる定置場	☐ 添付のとおり (自動車検査証又は自動車検査証記録事項)	
使用目的	☐ 生業 ☐ 通院 ☐ 通所 ☐ 通学 ☐ その他 ()		
身体障がい者 等	・身体障がい者等の氏名、住所 ・障害者手帳の番号、交付年月日、種類 ・障がい名、障がいの程度		☐ 添付のとおり (身体障害者手帳等)
運転者	・運転者の氏名、住所 ・運転免許証の番号、交付年月日、有効期限 ・運転免許の種類、条件		☐ 添付のとおり (運転免許証)
			障がい者との 続柄 ☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 父母 ☐ ()

様式第44号の次に次の1様式を加える。

軽自動車税(種別割)減免申請書(公益・構造)

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 (納税義務者)	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
	電話番号	個人番号又は法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

鳥取市税条例第78条第2項又は同条例第79条第3項の規定により、軽自動車税(種別割)の減免について下記の通り申請します。

減免を受ける 車両	車両番号	鳥取	
	・種別 ・主たる定置場 ・原動機の型式、総排気量又は定格出力 ・用途 ・形状		☐ 添付のとおり (自動車検査証又は自動車検査証記録事項)
使用目的	☐ 公益のために直接使用するもの() 構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのもの ☐ 身体障害者輸送車 ☐ 車いす移動車		

様式第60号中

「

税 額	督 促 手数料

」

「

税 額

」

を

に改める。

様式第 9 0 号中

加入者名

鳥取市会計管理者

口座番号

督促状（兼領収書）

必ず裏面をお読みください。

様

年 度		期	
通知書番号			
税 ・ 料 額	円		
督促手数料	円		
延 滞 金	円		
合 計 額	円		
発 行 日			
納 付 期 限			

※ 延滞金は、金融機関等でお支払いの際に必要があれば合算されます

納 付 場 所

裏面に記載の鳥取市指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関・コンビニエンスストア・スマートフォンアプリ（納付期限内に限る）

領収日付印

（納付者保管）

上記の金額を領収しました。

加入者名

鳥取市会計管理者

口座番号

督促状（兼領収書）

必ず裏面をお読みください。

（この納付書でお支払できます。）

様

年 度		期	
通知書番号			
税 ・ 料 額	円		
延 滞 金	円		
合 計 額	円		
発 行 日			
納 付 期 限			

※延滞金は、金融機関等でお支払いの際に必要があれば合算されます。
納付は便利な口座振替をご利用ください。
お問い合わせ窓口は裏面に記載しています。

納 付 場 所

裏面に記載の鳥取市指定金融機関等又はコンビニエンスストア・スマートフォンアプリ（納付期限内に限る。）

領収日付印

（納付者保管）

上記の金額を領収しました。

を

に改める。

様式第 9 0 号の 2 中

15

加入者名	鳥取市会計管理者	口座番号	
------	----------	------	--

督促状（兼領収書）

市県民税（特別徴収）

必ず裏面をお読みください。

（この納付書でお支払できます。）

様

年 度		月 分	
通知書番号			

税 額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計額	円
発行日	
納付期限	

※延滞金は、金融機関等でお支払いの際に必要があれば合算されます。

納付場所	領収目付印
裏面に記載の鳥取市指定金融機関等	

〈納付者保管〉 上記の金額を領収しました。

を

加入者名	鳥取市会計管理者	口座番号	
------	----------	------	--

督促状（兼領収書）

市県民税（特別徴収）

必ず裏面をお読みください。

（この納付書でお支払できます。）

様

年 度		月 分	
通知書番号			

税 額	円
延滞金	円
合計額	円
発行日	
納付期限	

この督促状は、 月 日現在で作成しております。
すでに納付済の場合は行き違いですからご了承ください。

※延滞金は、金融機関等でお支払いの際に必要があれば合算されます。

納付場所	領収目付印
裏面に記載の鳥取市指定金融機関等	

〈納入者保管〉 上記の金額を領収しました。

に改める。

様式第90号の3中

督促手数料	円
-------	---

を

--	--

に、

「（１）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき」を「（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2項第1号の表様式第24号の項の改正規定、別表第3項の表様式第68号の項の改正規定及び様式第24号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市税条例施行規則の規定により作成され、使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。